知的財産管理等規則

(目的)

第1条 この規則は定款第9条4項に基づき日本HL7協会会員が遵守すべき知的財産の管理規定を定める。

(所有権)

第2条 HL7の情報内容は共有物とするが、標準規約仕様に関するドキュメント自体又はそれに関する著作物についてはHL7本部の知的所有権に属するものとする。日本HL7協会独自の著作物、商標は日本HL7協会の知的所有権に属するものとする。

(日本HL7協会の権利と義務)

第3条 日本HL7協会は国際加盟協定に規定されているすべての条項を遵守することを前提に HL7の『標準規約』(標準規約の一部を成す関係文書および参考資料を含む)を日本HL7協会 が管轄している地域の内部において無償で使用することのできる譲渡不能かつ非独占的な権利 を持つ。 さらに『商標』に関し、日本HL7協会が管轄している地域の内部においてHL7本部発 布の規則を遵守したうえで無償で使用することのできる譲渡不能かつ非独占的な権利を持つ。

(日本HL7協会会員の権利と義務)

第4条 日本HL7協会会員は当該『知的財産管理等規則』を含むすべての規則、定款および国際加盟協定に規定されているすべての条項を遵守することを前提に『標準規約』(標準規約の一部を成す関係文書および参考資料を含む)を無償で使用することのできる譲渡不能かつ非独占的な使用権を持つ。

(使用にあたって)

第5条 『標準規約』を使用・引用する場合は該当ページの下部に"日本HL7協会、 All rights reserved"、英文版の場合は "Health Level Seven, All rights reserved"と明記・注釈を入れること。

(その他)

当該規則遵守徹底のため国際加盟協定(邦訳版)を添付する。

※補足:国際加盟協定は改定があったため、新たな邦訳版は準備中